

白老町コミュニティセンター「軽食堂」出店者 募集要項

1 募集の目的

白老町では、来館者の利便性向上のため、気軽に利用できる「軽食堂」を白老町コミュニティセンター内に設置いたします。

つきましては、来館者等への飲食を提供していただく出店者を下記のとおり公募いたします。

2 設置場所

白老町コミュニティセンター 1階 (住所) 白老郡白老町本町1丁目1番1号
〔面積〕 67.122㎡ (談話ホール 55.222㎡、厨房 11.90㎡) 別図のとおり

3 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる全ての条件を満たしていること

- (1) 白老町内を拠点として活動・運営している法人又は団体であること。
- (2) 過去3年間以内に食品衛生法に係る行政処分を受けていないこと。
- (3) 各種租税を滞納していないこと。

4 公募内容

(1) 営業品目

軽食、菓子類及び飲み物の提供ができれば可とします。

ただし、アルコール飲料の提供は原則不可とします。

(2) 営業日・営業時間

営業日は原則として白老町コミュニティセンターの開館日とし、営業時間は午前9時00分から午後5時15分までの範囲で、白老町教育委員会と協議のうえ定めることとします。

ただし、上記以外に営業をする場合は、事前に白老町教育委員会の承認を得ることとします。

《白老町コミュニティセンターの休館日》

- ・ 毎週月曜日（その日が祝祭日に当たる場合は、その翌日）
- ・ 12月29日から翌年の1月3日まで
- ・ 白老町教育委員会が必要と認めた日

(3) 備品等

白老町教育委員会が設置する厨房設備等以外に必要な備品等は、出店者の責任による持込みとします。この場合において、持込備品等の修繕は出店者の負担とします。

(4) 改装

白老町教育委員会が設置する厨房設備等の改装は、原則、不可とします。

ただし、事前に白老町教育委員会の承認を受けた軽易な形質変更は可とし、それに要する費用は出店者の負担とします。

(5) その他

- ① 営業に際して事故（食中毒等）が発生したときは、出店者の責任において処理するものとし、その際に発生した費用等についても出店者の負担とします。
また、その内容及び対応状況を速やかに白老町教育委員会に報告することとします。
- ② 店舗内の清掃及び防火・防犯対策は、出店者が行うこととします。
- ③ 店舗内で発生した廃棄物は、出店者が適正に処理するものとします。
- ④ 店舗内は全て禁煙とし、店舗内外の灰皿の設置も不可とします。
- ⑤ 使用許可が満了したとき又は使用許可が取消されたときは、出店者の負担において改装した施設・設備の原状回復と持込備品・什器等の撤収を行い、指定期日までに清掃のうえ返還してください。

5 費用負担

軽食堂の使用料は、白老町行政財産の使用料徴収条例に基づき算定するものとする。

6 使用条件

(1) 使用許可

軽食堂については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び白老町財務会計規則第 119 条の規定により使用を許可するものとする。

(2) 使用許可申請

出店者は、行政財産使用許可申請書に必要な事項を記載し、使用開始希望日又は使用期間満了日の 15 日前までに白老町教育委員会へ提出するものとする。

(3) 使用許可期間

使用許可は、1 年を超えることができませんので、毎年度更新の手続が必要となります。

(4) 法令等の遵守

出店者は、軽食堂の営業にあたり、関係法規及び白老町の関係規定等に定める事項を遵守しなければなりません。

(5) 使用許可の取消し

使用許可期間にかかわらず、公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可条件に違反したときは、地方自治法第 238 条の 4 第 9 項の規定により、行政財産使用許可を取消すことがあります。

この場合において、出店者が損害を受けることがあっても、白老町はその賠償の責めを負わないものとする。

なお、使用許可が取消されたときは、出店者の負担において、改装した施設・設備の原状回復と持込備品・什器等の撤収を行い、指定期日までに返還してください。

7 募集期間及び応募方法等

応募を希望する法人又は団体は、下記の期日までに、応募書類を白老町教育委員会まで持参してください。応募書類の内容を確認のうえ受領いたします。

なお、郵送、電子メール又はファックスによる提出は認めないこととします。

(1) 募集期間

平成 31 年 4 月 1 日 (月) ~平成 31 年 4 月 18 日 (木) 午後 5 時 15 分まで【必着】

※ 土曜日及び日曜日の受付はできませんので、ご注意ください。

(2) 応募書類の提出

提出部数は各 1 部

- ① 応募申込書 (様式 1)
- ② 営業計画書 (様式 2) ※記載例は別表 1 のとおり
- ③ 法人又は団体の概要がわかるもの (パンフレット等)

8 選定方法等

(1) 書類審査及びヒアリング審査

提出された申請書類及びヒアリングによる審査を行います。

(2) 選定方法

別表 2「審査に係る評価の視点及び評価方法」に基づき審査し「評価の方法」により得点化したうえで、得点が最も高い応募者を出店者として選定します。

ただし、最も高い応募者の得点が 50 点未満の場合は、出店者としての該当者なし (選定者なし) として取り扱います。

※ 応募者が 1 法人又は 1 団体のみの場合も同様の取り扱いとします。

(3) 審査結果の発表

審査結果は、応募者全員に文書で通知します。

(4) 出店者の公表

出店者の公表は、平成 31 年 4 月下旬から 5 月上旬を予定しており、白老町のホームページで行います。

9 スケジュール (予定)

- (1) 応募受付 平成 31 年 4 月 1 日 (月) ~平成 31 年 4 月 18 日 (木)
- (2) 書類及びヒアリング審査 平成 31 年 4 月下旬 (予定)
- (3) 出店者決定 平成 31 年 4 月下旬~5 月上旬 (予定)

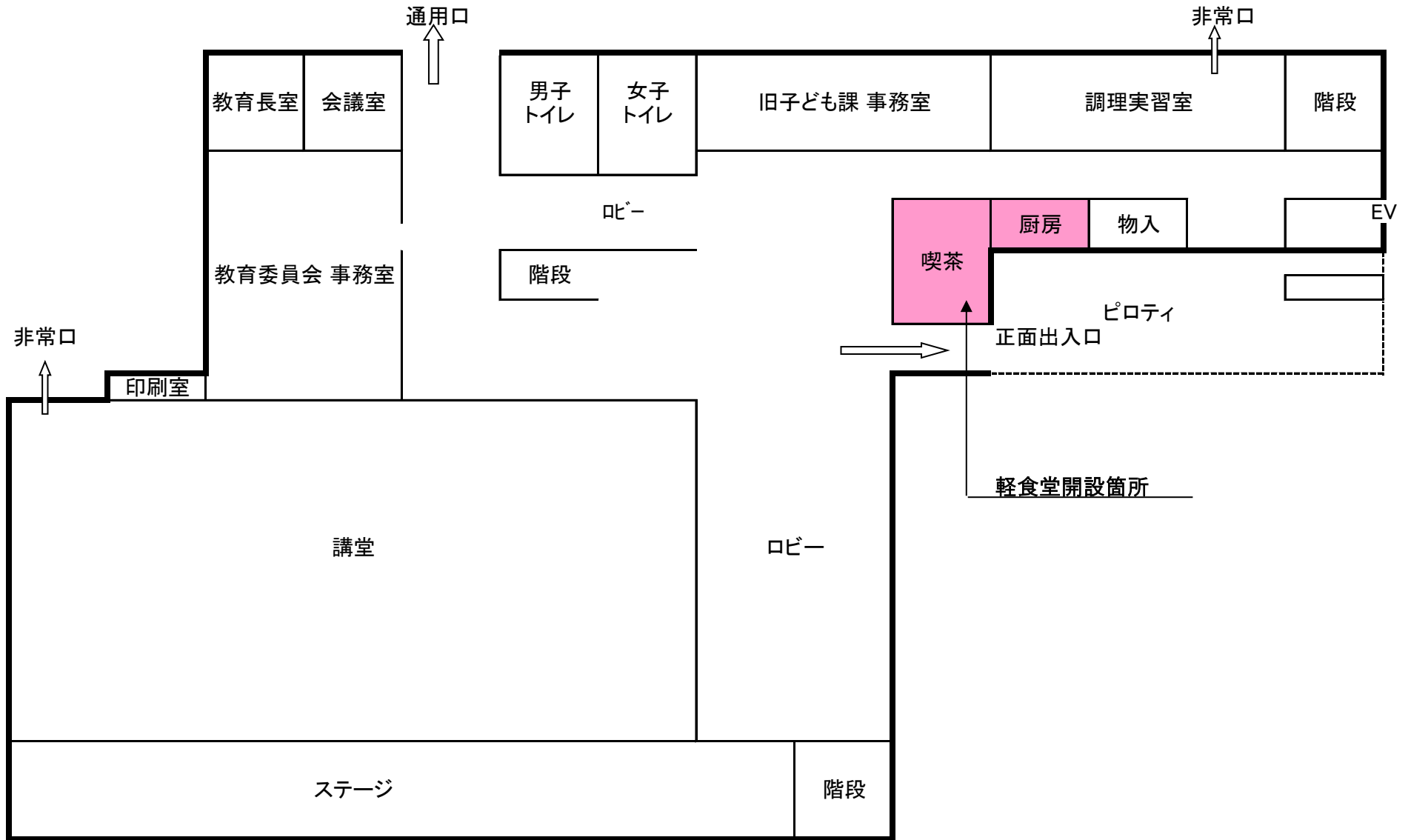
10 その他

この要項に定めのない事項及び疑義がある事項については、別途協議のうえ対応を決定させていただきます。

11 問い合わせ先

〒059-0906 白老郡白老町本町 1 丁目 1 番 1 号
白老町教育委員会
生涯学習課 生涯学習推進グループ
TEL : 0144-85-2020 FAX : 0144-85-2024
E-mail : shougai@town.shiraoi.hokkaido.jp

白老町コミュニティセンター 1階 平面図



(別表1)

【 記載例 】

営業計画書

項目	記載内容及び留意事項	
(1) 「軽食堂」の営業方針	※ 「軽食堂」を営業するに当たって、配慮していく内容等の営業方針について記載してください。	
(2) 営業日及び営業時間	営業日	【記載例】 ・ 毎週、火曜日から金曜日まで （白老町コミュニティセンターの休館日となっている月曜日は定休日とする）
	営業時間	※ 営業時間は、09:00 から 17:15 までの範囲内で営業する時間を記載してください。 【記載例】 ・ 10:00 から 15:00 まで
	特記事項	※ 特記事項は、上記営業日や営業時間以外に例外的に営業したい内容について記載してください。 【記載例】 ・ 夜に開催されるイベント時、例外的に 17:00 以降も営業したい。
(3) 営業体制 （従業員配置等）	※ 従業員の配置計画、勤務体制などを記載してください。 【記載例】 ・ 毎日、2名体制（調理1名、応接1名）で営業。	
(4) 販売予定メニュー及び販売価格等	※ 販売予定メニューの具体的な品名・販売価格を記載してください。 【記載例】 ・ [軽食] 日替わり定食（ 円）カレーライス（ 円）、スパゲティ（ 円）、サンドイッチ（ 円） ・ [飲物] コーヒー（ 円）、紅茶（ 円）、ジュース類（ 円）	
(5) 上記以外の町民向けサービス等	※ 上記以外の町民向けサービス等がありましたら記載してください。 【記載例】 ・ ●●●●の場合は、1割引きとする。	

項 目	記載内容及び留意事項
(6) 地産地消に関する取り組み	<p>※ 地産地消に関する取り組みがありましたら記載してください。</p> <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽食は、可能な限り北海道産や地元食材を使用します。 ・地元の●●と協力して、●●を提供します。
(7) 環境への配慮	<p>※ 省エネルギーや廃棄物の適正処理など、環境への配慮の取り組みがあれば記載してください。</p> <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨房での廃棄物は、衛生面を考慮し毎日適正に処理します。 ・店内に●●●を飾り、明るく居心地の良い空間にします。
(8) その他、営業に当たってのアピールすべき事項	<p>※ 出店に際し、アピールすべき事項、優位性のあるもの、特色などを記載してください。</p> <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が気軽に休憩できる雰囲気づくりやコミュニティの場となるように努めます。 ・●●●の情報発信拠点となるよう努めます。

(別表2)

審査に係る評価の視点及び評価方法

項目	配点
1 利用者へのサービス向上及び配慮	50
(1) 店舗の営業方針	(10)
(2) 店舗の営業日・営業時間・機能	(15)
(3) 提供予定メニュー・販売価格・サービスの構成	(15)
(4) 上記以外の町民向けサービス等	(10)
2 営業体制	15
従業員の配置計画、勤務体制（配置人員等）	(15)
3 地産地消に関する取り組み	10
(1) 北海道産・地元食材の使用等	(5)
(2) その他の地産地消の取り組み	(5)
4 環境への配慮	10
(1) 店舗に設置する設備・機器類の省エネルギーへの配慮	(5)
(2) 店舗から発生する廃棄物を適正に処理する方法・措置等	(5)
5 その他、営業に当たってのアピールポイント	15
出店に際し、アピールすべき事項、優位性、特色など	(15)
合計	100

【評価方法】

下記の評価基準に基づいて評価項目ごとに得点化し、その合計点数が最も高い応募者を出店者として選定します。

ただし、最も高い応募者の得点が 50 点未満の場合は、出店者としての該当者なし（選定者なし）として取り扱います。

※ 応募者が 1 法人又は 1 団体のみの場合も同様の取り扱いとします。

判断基準	評価	得点化
① 提案内容が非常に優れている。	A	配点×1.0
② 提案内容が優れている。	B	配点×0.8
③ 提案内容がやや優れている。	C	配点×0.6
④ 提案内容が標準的である。	D	配点×0.4
⑤ 提案内容がやや劣っている。	E	配点×0.2
⑥ 提案内容が劣っている。(加点水準に達していない)	F	配点×0.0